



平成 22 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO 河原 春郎
(コード番号 6632 東証第一部)
問合せ先 取締役 兼 CFO 不破 久温
(TEL 045-444-5232)

第 1 回乃至第 8 回新株予約権の取得および消却に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 28 日に発行した JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社第 1 回乃至第 8 回新株予約権を取得することとなり、また、その取得後に消却することを本日開催の取締役会で決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 取得する本新株予約権の内容

- | | |
|------------|--|
| (1) 取得する銘柄 | JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社第 1 回乃至第 8 回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という) |
| (2) 取得する個数 | 合計 320 個 (各回号につき 40 個) |
| (3) 取得日 | 平成 22 年 8 月 30 日 |
| (4) 取得の対価 | 本新株予約権 1 個あたり金 65,262.5 円 (総額 20,884,000 円) |

2. 取得する理由

本日、本新株予約権の各回新株予約権要項に定める取得事由が生じたため、当該条項 (※) にしたがって、平成 22 年 8 月 30 日に本新株予約権の全部を取得することとなりました。

(※) 発行要項 9. 新株予約権の取得条項 (3)

当社は、本新株予約権の発行後、20 連続取引日 (ただし、終値のない日は除く。) の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、290 円 (ただし、第 6 項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。) を下回った場合、当該 20 連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得すると引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(注) 平成 22 年 6 月 24 日開催の定時株主総会において決議しました株式併合に伴い、取得条項が変更されております。詳細は、平成 22 年 7 月 28 日付「新株予約権の目的である株式の数および行使価額等の調整に関するお知らせ」をご参照下さい。

3. 取得後の自己新株予約権の全部消却

本新株予約権の各回新株予約権要項の取得条項および会社法第 276 条に基づき、本日開催の当社取締役会において、上記のとおり取得する新株予約権の全て (320 個) を消却する旨決議いたしました。

これにより、平成 22 年 8 月 31 日をもって、当社が発行する新株予約権はすべて消却され、当該新株予約権の行使による株主価値の希薄化の可能性はなくなります。

【参考】JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社第1回乃至第8回新株予約権の概要

発 行 日	平成21年7月28日
本新株予約権の総数	320個（各回号につき40個）
本新株予約権の払込総額	金20,884,000円（1個あたり金65,262.5円）
行使済本新株予約権の個数	0個

以上